

写

30 消安第 4782 号
平成 30 年 12 月 28 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県で摘発された豚コレラ 6 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏
まえた飼養衛生管理基準の再徹底について

岐阜県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき対応いただくとともに、「岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 消安第 4135 号）等により、その都度、疫学調査の結果等を踏まえた飼養衛生管理基準のうち遵守されていなかったことが判明した項目、または徹底すべき項目について指導しています。先般も、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 12 月 20 日付け 30 消安第 4654 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）においても、5 例目までの疫学調査の結果を踏まえ、飼養衛生管理基準等の中で特に重点的に遵守が求められる項目を明示したところです。

今般、岐阜県関市の大規模飼養農場で 6 例目となる豚コレラの発生が確認されました。疫学調査の結果、6 例目の農場においても、①衛生管理区域内に居住していた外国人技能実習生の衛生管理区域専用の衣服及び靴への履き替え、着替え等が徹底されていなかったこと、②豚舎に入る際に手袋及び豚舎ごとの衣服を着用していなかったこと、③豚舎専用の長靴等の洗浄が不十分であったこと、④野良ネコが豚舎内外を出入りし、ネコによると思われる子豚や胎盤の食べ痕があったこと等の事実が確認されております。（別添参照）

これらの事実は、9 月の発生以降、幾度となく指導通知等により指導してまいりました飼養衛生管理基準の遵守が徹底されていなかったことを示すものであり、国としても危機感を持っております。

つきましては、これまでも飼養衛生管理基準の遵守について飼養農場等に対する周知、ご指導いただいていることと存じますが、特に、今回の調査で遵守されていなかったことが指摘されていることや、引き続き重点的に指導すべき下記項目について、改めて周知、指導していただきますようよろしく御願いたします。

合わせて、家畜防疫の基本である飼養衛生管理基準についても、その指導に遺漏無きよう引き続き御協力方よろしく御願いたします。

記

1 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

2 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた一輪車等の器具や重機を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、衛生管理区域内において使用する一輪車等の器具や重機も日頃から十分な水洗を行い、適切な消毒を行ってから使用すること。

さらに、畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

3 野生動物等からの病原体の侵入防止

- (1) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、電柵、ワイヤーメッシュ、防鳥ネット等を設置することにより、衛生管理区域への野生動物等の侵入を防止すること。また、外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、**野生も含め犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。**

- (2) 家畜の死体や胎盤等を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

4 教育訓練等

畜舎内での飼養管理を行う者はできるだけ限定するとともに、消毒や作業手順について定期的に教育や訓練を行うこと。また、飼養作業を行う者が外国人である場合には、言語の違いなども考慮して、より丁寧な教育や訓練を行い、消毒や作業手順等、飼養衛生管理基準の徹底を図ること。

5 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23(5)飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

6 飲用に適した水の給与

飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎清掃に用いる水も飲用に適した水又は適切に消毒した水を用いること。

※飼養衛生管理基準第4の12「飲用に適した水の給与」

以上